

○ 財務省告示第二百三十三号 第五十一条第十一項に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）  
平成三十一年八月三日より告示する。利付国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）  
平成三十一年九月十日す。

件 平省令第百三十三号 第五十一条第十一項に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）  
等を次年八月三日より告示する。利付国債の発行等に關する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）  
行 方 法 平成三十一年九月十日す。

用 振 の 法 発 号 名 称 及 び 記  
等 替 条 律 行 法 項 及 の び 根 そ 抠

適 の 適 そ 抠

で競競とて価のし定あ争争う札価振の以律社条九特十利  
あ争争す得格決、めつ入入。へ格替適下へ平、一法会回國  
つ入入るらを定価らて札札に以を機用「振替法」  
て札札もれ募を格れ、と發によ下競争は受けけるも  
、と發のる入受競た格時に付けるも  
財同行に価額け争利競争行い（以下「振替法」とい  
務時によ格にた入率競争行い（以下「振替法」とい  
大にとるをよ各札を入わう（以下「振替法」とい  
臣行い發そり申にそ札れ）、下入行とす。  
がわう行の加込おのにる、「札わる」とし。  
各れ（以發重みいの）、「札わる」とし。  
國る、下行平のて利お入価格とる。そ規  
債入価均應募率い札格競競い入の定  
市札格非格し募入とてで競競い入の定

## 五

イ

方 募

ハ 口 イ

## 六

イ

發

入価 入価・別債行争非者特国札非  
 札格行札格第参市及入価・別債発競  
 発競 発競Ⅱ加場び札格第参市行争  
 行争額行争非者特国発競I加場入

入価法入  
 札格決  
 発競定  
 行争の

う円額  
 ち面  
 、金  
 特額  
 別で  
 会一  
 計兆  
 に八  
 関千  
 する六  
 法百  
 律十  
 第三  
 億

込募各割各当も各  
 み限國り申ての申  
 の度債當込るか込  
 応額市てみ。らみ  
 募の場るのその  
 額範特。応のう  
 を囲別募応ち  
 割内參額募応  
 りに加を額募  
 当お者案を価  
 ていご分順格  
 るてとに次の  
 。各のよ割高  
 申応りりい

争市る参てしひ価ーを場  
 入場も加、た価格國定特  
 札特の者財後格競債め別  
 発別にご務に競争市る参  
 行参よと大行競入札特の者  
 「加るに臣わされ札發別にご  
 と者発応がれ札發別にご  
 い・行募各の行参よと  
 う第へ限國募の「加るに  
 。」II以度債入と者發応  
 非下額市札の「行募  
 価ーを場で決う。第へ限  
 格國定特あ定。」I以度  
 競債め別つを及非下額

七

ハ　ロ　イ  
　　払

非者特国札非入価込行争非者特国行争非者特国札非  
価・別債発競札格入価・別債入価・別債発競  
格第参市行争発競金札格第参市札格第参市行争  
競I加場入行争額発競II加場発競I加場入

万三円三八一  
円千億十兆  
三八万八  
百千円千  
六四五  
十九百  
九九六  
億十  
二九四  
千萬億  
百六九  
七千千  
十四六  
二百百

でた条特  
二利第別  
千付一会  
八国項計  
百債のに  
五に規関  
十つ定す  
五いにる  
億て基法  
円、づ律  
額き第  
面發四  
金行十  
額し七

でた条特でた条特十で利第二額發四  
三利第別三利第別万八付一百面行十  
千付一会億付一会円千国項四金し七  
三国項計八国項計六債の十額た条  
百債のに千債のに百に規万で利第  
七に規関六に規關二つ定円九付一  
十つ定す百つ定す十いに、千国項  
八いにる万いにる二て基同九債の  
億て基法円て基法億はづ法百に規  
円、づ律、づ律二、き第九つ定  
額き第額き第千額發六十いに  
面發四面發四七面行十億て基  
金行十金行十百金し二七はづ  
額し七額し七六額た条千、き

十二

口イ一

十十

發

九八

二

利入価・別債行争非者特国札非  
札格第参市及入価・別債発競  
発競II加場び札格第参市行争  
率行争非者特国発競I加場、入

入価発  
札格行行  
発競価  
行争格日

振額最  
替額面位金  
低入価・別債  
行争非者特国行争  
札格第参市札  
発競II加場發

年〇・一パーセント

十額格四面額百円にづき九  
額二面錢金額以上百円そにれ  
平す額三。整載法數又の倍は規  
額の記替成るの記定の記定に  
の記定に金録に金録に額はよ  
の記定に金録に金録にに、るよ  
の記定に金録に金録に最振低替  
の記定に金録に金録にも額口  
の記定に金録に金録に面座と金簿

万二千八百四十億五  
円千八百四十七億五千七  
万五百七百七十

二 十 十十十 十 十  
十 九 八七六 五 四 十三

の経過期利込利子み子  
初利子  
後第の二期利期  
払込期利子  
後第の二期利期  
払込期利子  
後第の二期利期  
払込期利子  
後第の二期利期  
払込期利子